

福井県報

号外第64号
令和5年
5月15日(月)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

条 例

※福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例(二十八・人事課)……………二
※福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(二十九・議会局)……………三二

本号で公布する条例のあらまし

- ◇福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号 人事課)
- 1 地域戦略部および安全環境部を廃止し、新たに未来創造部、防災安全部およびエネルギー環境部を設置することとした。(第二条、第四条、第五条および第七条関係)
 - 2 この条例は、令和五年五月二十二日から施行することとした。
 - 3 福井県の部制に関する条例の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うこととした。

◇福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二十九号 議会局)

- 1 福井県の部制に関する条例(昭和二十八年福井県条例第一号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)
- 2 この条例は、令和五年五月二十二日から施行することとした。

条 例

福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年五月十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十八号

福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例

福井県の部制に関する条例（昭和二十八年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(部の設置)

第二条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、福井県に次の部を置く。

- 一 (略)
- 二 未来創造部
- 三 防災安全部
- 四 (略)

五 エネルギー環境部

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(部の分掌事務)

第三条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 地方分権および市町行政一般に関する事項

六 (略)

第四条 未来創造部においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

第五条 防災安全部においては、次の事務をつかさどる。

(部の設置)

第二条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、福井県に次の部を置く。

- 一 (略)
- 二 地域戦略部
- 三 (略)
- 四 安全環境部

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(部の分掌事務)

第三条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

一 四 (略)

二 地方分権および市町行政一般に関する事項

三 (略)

第四条 地域戦略部においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 地方分権および市町行政一般に関する事項

三 (略)

四 (略)

五 (略)

<p>一 地方自治法(以下この項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第九条の五第一項の規定による新たに生じた土地の確認の届出の受理に関する事務</p> <p>2 法第九条の五第二項の規定による告示に関する事務</p>	<p>事務</p>	<p>各市町</p> <p>市町</p>
<p>3 (福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)</p> <p>福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一号から別表第三号までの表を次のように改める。</p> <p>一 総務部関係</p>	<p>(庶務)</p> <p>第八条 審議会の庶務は、エネルギー環境部において行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第八条 審議会の庶務は、安全環境部において行う。</p>
<p>2 福井県環境審議会条例(平成六年福井県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p>	<p>改正前</p>	
<p>1 (施行期日)</p> <p>この条例は、令和五年五月二十二日から施行する。</p> <p>(福井県環境審議会条例の一部改正)</p> <p>福井県環境審議会条例(平成六年福井県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、令和五年五月二十二日から施行する。</p> <p>(福井県環境審議会条例の一部改正)</p> <p>福井県環境審議会条例(平成六年福井県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第七条 エネルギー環境部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 エネルギーに関する事項</p> <p>二 環境保全に関する事項</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>第六条 安全環境部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 消防および防災に関する事項</p> <p>二 原子力安全対策に関する事項</p> <p>三 県民の安全に関する事項</p> <p>四 環境保全に関する事項</p>	
<p>第六条 (略)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>第六条 安全環境部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 消防および防災に関する事項</p> <p>二 原子力安全対策に関する事項</p> <p>三 県民の安全に関する事項</p> <p>四 環境保全に関する事項</p>	

二 防災安全全部関係

事務

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務

1 法第十七条第一項の規定による火薬類（空包に限る。次号から第七号までおよび第二十一号において同じ。）の譲渡または譲受の許可に関する事務

2 法第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡または譲受の許可の取消しに関する事務

3 法第十七条第四項の規定による火薬類の譲渡許可証等の交付に関する事務

4 法第十七条第六項の規定による火薬類の譲渡許可証等の有効期間の決定に関する事務

5 法第十七条第七項の規定による火薬類の譲渡許可証等の書換えに関する事務

6 法第十七条第八項の規定による火薬類の譲渡許可証等の再交付に関する事務

7 法第十七条第九項の規定による返納に係る火薬類の譲渡許可証等の受理に関する事務

8 法第二十五条第一項の規定による火薬類（空包および煙火に限る。次号から第十四号まで、第十九号および第二十号において同じ。）の消費の許可に関する事務

9 法第二十五条第三項の規定による火薬類の消費の許可の取消しに関する事務

10 法第四十三条第一項の規定による火薬類の消費場所および消費者の保管場所（知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に限る。次号から第十四号までおよび第十九号において同じ。）の立入検査および質問に関する事務

11 法第四十五条第二号の規定による火薬類の貯蔵または消費の一時禁止および制限（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務

12 法第四十五条第三号の規定による火薬類の所在場所の変更および廃棄の命令（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務

13 法第四十六条第二項の規定による火薬類に係る災害発生の報告の徴収（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務

14 法第四十七条の規定による火薬類に係る災害発生時の指示（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務

15 法第四十八条第一項の規定による火薬類の許可の条件の付加（第一号および第八号に係るものに限る。）に関する事務

16 法第五十二条第一項の規定による県公安委員会の意見の聴取（第一号および第八号に係るものに限る。）に関する事務

17 法第五十二条第二項の規定による県公安委員会等への通報（第一号、第二号、第八号、第九号、第十号および第十二号に係るものに限る。）に関する事務

18 法第五十二条第四項の規定による県公安委員会等からの措置要請の受理（第二号、第九号、第十号および第十二号に係るものに限る。）に関する事務

19 法第五十二条第五項の規定による通報の受理（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務

20 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項中「省令」という。）第八十一条の第十四の表十一の項の規定による火薬類の消費の許可申請書の記載事項の変更の届出の受理に関する事務

各市町

市町

<p>21 省令第八十一条の十四の表十五の項の規定による火薬類の所有権の取得の届出の受理に関する事務</p> <p>二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第十六条の二第二項の規定による供給設備（特定供給設備以外のものに限る。）の修理等の命令に関する事務 2 法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務 3 法第八十三条第三項の規定による特定液化石油ガス設備工事の施工場所の立入検査（施工場所にある物件に係るものに限る。）および質問に関する事務（第一号に係るものに限る。） 4 法第八十七条第一項の規定による通報（第二号に係るものに限る。）に関する事務 	<p>各市町</p>
<p>三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>（法第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第八十二条第一項の規定による業務等の状況に係る報告の徴収に関する事務 2 法第八十三条第一項の規定による業務所等に係る立入検査および質問に関する事務 3 法第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の提出命令に関する事務 4 法第八十三条の二第二項の規定による損失補償に関する事務 	<p>永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>四 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第四十条第一項の規定による業務の状況に関する報告の徴収に関する事務 2 法第四十一条第一項の規定による業務所等への立入検査に関する事務 3 法第四十二条第一項の規定による消費生活用製品の提出命令に関する事務 	<p>各町</p>
<p>五 福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第十五条第一項の規定による自動販売機等の設置等の届出の受理に関する事務 2 条例第十五条第二項の規定による届出事項の変更の届出および自動販売機等の設置の廃止の届出の受理に関する事務 3 条例第十六条第一項の規定による自動販売機等による販売または貸付け等の届出の受理に関する事務 4 条例第十六条第二項の規定による届出事項の変更の届出および自動販売機等による販売または貸付けの廃止の届出の受理に関する事務 5 条例第十八条第一項または第二項の規定による届出済証の交付または再交付に関する事務 6 条例第二十二条の二第一項の規定による利用カード販売業の届出の受理に関する事務 7 条例第二十二条の二第二項の規定による届出事項の変更の届出および利用カード販売業の廃止の届出の受理に関する事務 	<p>各市町</p>
<p>三 エネルギー環境部関係</p> <p>事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務 1 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設（法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設をいう。以下この項において同じ。）の設置の届出の受理に関する事務 2 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理に関する事務 3 法第十八条の二第一項の規定による現に設置している一般粉じん発生施設の届出の受理に関する事務 	<p>市町</p> <p>あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>

<p>4 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設についての基準適合命令等に関する事務</p> <p>5 法第十八条の十三第二項において準用する法第十一条の規定による氏名の変更等の届出の受理(第一号および第三号の届出をした者に係るものに限る。)</p> <p>6 法第十八条の十三第二項において準用する法第十二条第三項の規定による地位の承継の届出の受理(第一号および第三号の届出をした者に係るものに限る。)</p> <p>7 法第二十六条第一項の規定による報告書の徴収および立入検査(前各号ならびに次号、第九号および第十号に係るものに限る。)</p> <p>8 法第二十七条第二項の規定による通知の受理(一般粉じん発生施設に係るものに限る。)</p> <p>9 法第二十七条第五項の規定による協議(一般粉じん発生施設に係るものに限る。)</p> <p>10 法第二十八条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るものに限る。)</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号。以下この項中「法」という。)</p> <p>1 法第三条第一項の規定による騒音について規制する地域の指定に関する事務</p> <p>2 法第三条第二項の規定による意見の聴取に関する事務</p> <p>3 法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>4 法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務</p> <p>5 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>6 法第二十二条の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るものに限る。)</p> <p>7 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年総理府令第十五号。以下この項中「省令」という。)</p> <p>8 省令別表備考の規定による区域の指定に関する事務</p> <p>9 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号)別表第一号の規定による区域の指定に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>三 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下この項中「法」という。)</p> <p>1 法第三条の規定による悪臭原因物の排出について規制する地域の指定に関する事務</p> <p>2 法第四条第一項または第二項の規定による規制基準の設定に関する事務</p> <p>3 法第五条第一項の規定による規制地域を管轄する市町長の意見の聴取に関する事務</p> <p>4 法第五条第二項の規定による規制地域の周辺地域を管轄する市町長の意見の聴取に関する事務</p> <p>5 法第六条の規定による公示に関する事務</p> <p>6 法第二十一条第一項の規定による協力の要求(前各号に係るものに限る。)</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七十七号。以下この項中「法」という。)</p> <p>づく、次に掲げる事務(法第二条第五号に規定する一般粉じん発生施設(以下この項中「一般粉じん発生施設」という。)</p> <p>(のみが設置されている工場または一般粉じん発生施設と同条第三号に規定する騒音発生施設もしくは同条第六号に規定する振動発生施設が併設されている工場)に関するものに限る。)</p> <p>1 法第三条第三項の規定による公害防止統括者の選任等の届出の受理に関する事務</p> <p>2 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の選任等の届出の受理に関する事務</p> <p>3 法第六条第二項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の代理者選任等の届出の受理に関する事務</p>	<p>あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>

<p>4 法第六条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関する事務</p> <p>5 法第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関する事務</p> <p>6 法第十一条第一項の規定による報告の徴収および立入検査に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>五 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第三条第一項の規定による振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認める地域の指定に関する事務</p> <p>2 法第三条第二項の規定による意見の聴取に関する事務</p> <p>3 法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>4 法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務</p> <p>5 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>6 法第二十条の規定による協力の要求および意見の陳述（前各号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>7 振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号。以下この項中「省令」という。）第十二条ただし書の規定による道路交通振動の限度の設定に関する事務</p> <p>8 省令別表第一付表第一号の規定による区域の指定に関する事務</p> <p>9 省令別表第二備考一の規定による区域の指定および同表備考二の規定による時間の設定に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>六 環境基本法（平成五年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第十六条第二項の規定による地域の指定（騒音に係る環境基準について（平成十年環境庁告示第六十四号）に基づく地域の指定に限る。）に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>七 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第三条第一項本文の規定による汚染の状況についての調査の結果の報告の受理に関する事務</p> <p>2 法第三条第一項ただし書の規定による健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に関する事務</p> <p>3 法第三条第三項の規定による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨等の通知に関する事務</p> <p>4 法第三条第四項の規定による報告または報告の内容の是正の命令に関する事務</p> <p>5 法第三条第五項の規定による土地の利用の方法に係る変更の届出の受理に関する事務</p> <p>6 法第三条第六項の規定による確認の取消しに関する事務</p> <p>7 法第三条第七項の規定による土地の形質の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>8 法第三条第八項の規定による汚染の状況の調査等の命令に関する事務</p> <p>9 法第四条第一項の規定による土地の形質の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>10 法第四条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務</p> <p>11 法第四条第三項または第五条第一項の規定による汚染の状況の調査等の命令に関する事務</p> <p>12 法第五条第二項の規定による調査の実施および公告に関する事務</p> <p>13 法第六条第一項の規定による汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の指定に関する事務</p> <p>14 法第六条第二項の規定による公示に関する事務</p> <p>15 法第六条第四項の規定による要措置区域の指定の解除に関する事務</p> <p>16 法第六条第五項において準用する同条第二項の規定による公示に関する事務</p> <p>17 法第七条第一項の規定による汚染除去等計画の作成および提出の指示に関する事務</p> <p>18 法第七条第二項の規定による汚染除去等計画の提出の命令に関する事務</p>	<p>鯖江市</p>

- 19 法第七条第三項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理に関する事務
- 20 法第七条第四項の規定による汚染除去等計画の変更の命令に関する事務
- 21 法第七条第五項の規定による期間の短縮および短縮後の期間の通知に関する事務
- 22 法第七条第八項の規定による実施措置の命令に関する事務
- 23 法第七条第九項の規定による実施措置の報告の受理に関する事務
- 24 法第七条第十項の規定による汚染の除去等の措置の実施および公告に関する事務
- 25 法第十一条第一項の規定による土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する事務
- 26 法第十一条第二項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除に関する事務
- 27 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定による公示に関する事務
- 28 法第十二条第一項から第三項までの規定による形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出の受理に関する事務
- 29 法第十二条第一項第一号の規定による土地の形質の変更の施行および管理に関する方針の確認に関する事務
- 30 法第十二条第四項の規定による土地の形質の変更の種類等の届出の受理に関する事務
- 31 法第十二条第五項の規定による土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令に関する事務
- 32 法第十四条第一項および第二項の規定による土地の区域についての指定の申請の受理に関する事務
- 33 法第十四条第三項の規定による土地の区域についての指定に関する事務
- 34 法第十四条第四項の規定による報告または資料の徴収および立入検査（前二号に係るものに限る。）に関する事務
- 35 法第十五条第一項の規定による台帳の調製および保管に関する事務
- 36 法第十五条第三項の規定による台帳の閲覧に関する事務
- 37 法第十六条第一項の規定による土壌の汚染状態が基準に適合することの認定に関する事務
- 38 法第十六条第一項から第三項までの規定による汚染土壌の搬出に係る届出の受理に関する事務
- 39 法第十六条第四項または第十九条の規定による措置命令に関する事務
- 40 法第二十条第六項および第九項の規定による汚染土壌の運搬または処理状況の把握の結果に係る届出の受理に関する事務
- 41 法第五十四条第一項および第三項の規定による報告の徴収および立入検査（前各号に係るものに限る。）に関する事務
- 42 法第五十五条の規定による協議に関する事務
- 43 法第五十六条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述（前各号に係るものに限る。）に関する事務
- 44 法第六十一条第一項の規定による汚染の状況およびその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報の収集、整理、保存および提供に関する事務
- 45 法第六十一条第二項の規定による公共施設等を設置しようとする土地が基準に該当するか否かを把握させることに関する事務
- 46 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この項中「省令」という。）第一条第一項ただし書の規定による報告の期限の延長に関する事務
- 47 省令第三条第三項の規定による特定有害物質の種類の種類の種類に関する事務

<p>八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第九条第一項の規定による鳥獣（法第二条第七項に規定する狩猟鳥獣（ツキノワグマの場合にあつては、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。）、鳥類（狩猟鳥獣のうち鳥類に限る。）のひな、ダイサギ、コサギ、トビ、ドバト、ウソ、オナガおよびニホンザルに限る。）の捕獲等（生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）の許可に関する事務 2 法第九条第四項の規定による許可の有効期間の決定（前号に係るものに限る。）に関する事務 3 法第九条第五項の規定による条件の付加（第一号に係るものに限る。）に関する事務 4 法第九条第七項の規定による同項の許可証（第一号に係るものに限る。以下この項において「許可証」という。）の交付に関する事務 5 法第九条第八項の規定による同項の従事者証（第一号に係るものに限る。以下この項において「従事者証」という。）の交付に関する事務 	<ol style="list-style-type: none"> 48 省令第十六条第五項の規定による地位の承継の届出の受理に関する事務 49 省令第二十一条の規定による確認の取消しの通知に関する事務 50 省令第二十五条第五号の規定による調査の実施および土地の指定に関する事務 51 省令第三十六条の三第一項の規定による汚染除去等計画の受理に関する事務 52 省令第四十三条第一号の規定による帯水層がない旨の確認に関する事務 53 省令第四十三条第三号または第四号の規定による土地の形質の変更の施行方法が基準に適合する旨の確認に関する事務 54 省令第四十四条第五項の規定による確認の取消しおよび通知に関する事務 55 省令第四十九条の二第一項第七号の規定による認定に関する事務 56 省令第五十条第一項第一号の規定による帯水層がない旨の確認に関する事務 57 省令第五十条第一項第三号の規定による土地の形質の変更の施行方法が基準に適合する旨の確認に関する事務 58 省令第五十条第二項において準用する省令第四十四条第五項の規定による確認の取消しおよび通知に関する事務 59 省令第五十二条の五第一項の規定による施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出の受理に関する事務 60 省令第五十二条の六第一項および第二項の規定による施行管理方針の変更の届出の受理に関する事務 61 省令第五十二条の七第一項の規定による施行管理方針の廃止の届出の受理に関する事務 62 省令第五十二条の七第三項の規定による汚染の状況の把握に関する事務 63 省令第五十二条の八第一項の規定による施行管理方針の確認の取消しに関する事務 64 省令第五十二条の八第二項の規定による汚染の状況の把握に関する事務 65 省令第五十八条第二項の規定による帳簿および図面の調製に関する事務 66 省令第五十八条第三項の規定による帳簿および図面の調製に関する事務 67 省令第五十八条第十項の規定による帳簿の訂正に関する事務 68 省令第五十九条の二第二項第三号イの規定による要措置区域外から土壌が搬入された場合の届出の受理に関する事務 69 省令別表第八の一の項第一号ロおよび同項第二号ホならびに同表の四の項第一号ニおよび同項第二号ホの規定による測定の結果の報告の受理に関する事務 	<p>各市町</p>
---	---	------------

<p>6 法第九条第九項の規定による許可証および従事者証の再交付に関する事務</p> <p>7 法第九条第十一項の規定による返納に係る許可証および従事者証の受理に関する事務</p> <p>8 法第九条第十三項の規定による報告の受理（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>9 法第十条第二項の規定による許可の取消し（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>10 法第十九条第一項の規定による飼養の登録に関する事務</p> <p>11 法第十九条第三項の規定による同項の登録票（以下この項において「登録票」という。）の交付に関する事務</p> <p>12 法第十九条第五項の規定による登録の有効期間の更新に関する事務</p> <p>13 法第十九条第六項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付に関する事務</p> <p>14 法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受けまたは引受けの届出の受理に関する事務</p> <p>15 法第二十一条第一項の規定による返納に係る登録票の受理に関する事務</p> <p>16 法第二十二条第二項の規定による登録の取消しに関する事務</p> <p>17 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>18 法第七十五条第三項の規定による立入検査（第一号または第十号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>19 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項中「省令」という。）第七条第十一項の規定による許可証に係る住所等の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>20 省令第七条第十二項の規定による従事者証に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>21 省令第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受理に関する事務</p> <p>22 省令第七条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受理に関する事務</p> <p>23 省令第二十条第五項の規定による登録票に係る住所等の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>24 省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受理に関する事務</p>	
<p>九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第十五条第四項の規定による指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可（前項第一号に規定する鳥獣の捕獲等に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>2 法第十五条第十一項において準用する法第九条第四項の規定による許可の有効期間の決定（前号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>3 法第十五条第六項の規定による条件の付加（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>4 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第九条第七項の規定による同項の指定猟法許可証（以下この項において「指定猟法許可証」という。）の交付（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>5 法第十五条第七項の規定による指定猟法許可証（前号に係るものに限る。）の再交付に関する事務</p> <p>6 法第十五条第九項の規定による返納に係る指定猟法許可証（第四号または前号に係るものに限る。）の受理に関する事務</p> <p>7 法第十五条第十項の規定による措置命令に関する事務</p> <p>8 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による許可の取消し（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）第十五条第六項の規定による指定猟法許可証（第四号または第五号に係るものに限る。）に係る住所または氏名の変更の届出の受理に關</p>	<p>勝山市</p>

<p>する事務</p> <p>10 省令第十五条第七項の規定による指定猟法許可証(第四号または第五号に係るものに限る。)の亡失の届出の受理に関する事務</p>	<p>福井市、小浜市、鯖江市および越前市</p>
<p>十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項中「法」という。)および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する事務</p> <p>2 法第二十四条第三項の規定による許可の有効期間の決定に関する事務</p> <p>3 法第二十四条第四項の規定による条件の付加に関する事務</p> <p>4 法第二十四条第五項の規定による同項の販売許可証(以下この項において「販売許可証」という。)の交付に関する事務</p> <p>5 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付に関する事務</p> <p>6 法第二十四条第八項の規定による返納に係る販売許可証の受理に関する事務</p> <p>7 法第二十四条第九項の規定による措置命令に関する事務</p> <p>8 法第二十四条第十項の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項中「省令」という。)第二十四条第五項の規定による販売許可証に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>10 省令第二十四条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理に関する事務</p> <p>十一 福井県公害防止条例(平成八年福井県条例第四号。以下この項中「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務(悪臭に係る特定施設に関するものに限る。)</p> <p>1 条例第二十二條から第二十四條まで、第二十七條ならびに第三十一條第一項において準用する第十九條第三項および第三十一條第二項において準用する第二十一條の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>2 条例第二十五條および第二十八條第一項の規定による勧告に関する事務</p> <p>3 条例第二十六條第二項において準用する第十七條第二項の規定による同条第一項に規定する期間の短縮に関する事務</p> <p>4 条例第二十九條第一項および第三十條第一項の規定による命令に関する事務</p> <p>5 条例第五十條の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>6 条例第五十一條第一項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>十二 福井県公害防止条例(以下この項中「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 条例第十三條から第十五條まで、第十八條、第十九條第三項(条例第三十一條第一項および第三十八條において準用する場合を含む。)、第二十一條(条例第三十一條第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條から第二十四条まで、第二十七條、第三十二條第一項および第三項、第三十四條第二項ならびに第三十五條から第三十七條までの規定による届出の受理に関する事務</p> <p>2 条例第十六條、第二十條第一項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十二條第二項、第四十條第三項および第四十三條第二項の規定による命令に関する事務</p> <p>3 条例第十七條第二項(条例第二十六條第二項において準用する場合を含む。)、の規定による期間の短縮に関する事務</p> <p>4 条例第二十五條、第二十八條第一項、第三十九條、第四十條第二項および第四十三條第一項の規定による勧告に関する事務</p>	<p>各市町(福井市を除く。)</p> <p>福井市</p>

4

<p>る事務</p> <p>5 条例第五十条の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>6 条例第五十一条第一項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>十三 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(平成十七年福井県条例第六十七号。以下この項中「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 条例第十条第一項および第三項、第十一条第一項、第十五条、第十六条第三項、第二十条第一項および第三項、第二十一条第二項ならびに第二十二條の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>2 条例第十二條の規定による勧告に関する事務</p> <p>3 条例第十三條、第十八條第一項および第二十条第二項の規定による命令に関する事務</p> <p>4 条例第十四條第二項の規定による期間の短縮に関する事務</p> <p>5 条例第二十六條第一項の規定によるアスベスト吹付け材使用建築物等に関する台帳の整備(アスベスト吹付け材使用建築物に係るものを除く。)に関する事務</p> <p>6 条例第二十七條の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>7 条例第二十八條第一項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>福井市</p>
---	------------

(福井県手数料徴収条例の一部改正)

福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(指定試験機関等への納付)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の表の上欄に掲げる試験を受けようとするものまたは同欄に掲げる事務に係る申請等をしようとするものは、同表の下欄に掲げる指定試験機関等が当該試験または事務を行う場合は、当該試験または事務の区分に応じ、それぞれ当該指定試験機関等に当該手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p>	<p>(指定試験機関等への納付)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の表の上欄に掲げる試験を受けようとするものまたは同欄に掲げる事務に係る申請等をしようとするものは、同表の下欄に掲げる指定試験機関等が当該試験または事務を行う場合は、当該試験または事務の区分に応じ、それぞれ当該指定試験機関等に当該手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p>
<p>試験または事務</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第二号の表九の項の危険物取扱者試験</p> <p>三 別表第二号の表十五の項の消防設備士試験</p> <p>四 別表第二号の表二十六の項の丙</p>	<p>指定試験機関等</p> <p>(略)</p> <p>消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関</p> <p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p> <p>火薬類取締法(昭和二十五年法律第</p>
<p>試験または事務</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第四号の表九の項の危険物取扱者試験</p> <p>三 別表第四号の表十五の項の消防設備士試験</p> <p>四 別表第四号の表二十六の項の丙</p>	<p>指定試験機関等</p> <p>(略)</p> <p>消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関</p> <p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p> <p>火薬類取締法(昭和二十五年法律第</p>

2 (略)

種火薬類製造保安責任者免許または火薬類取扱保安責任者免許に係る試験	百四十九号)第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関
五 別表第二号の表四十の項の製造保安責任者試験	高圧ガス保安協会
六 別表第二号の表四十一の項の販売主任者試験	高圧ガス保安協会
七 別表第二号の表七十二の項の液化石油ガス設備士試験	高圧ガス保安協会
八 二十 (略)	(略)

別表(第二条、第三条関係)

一 総務部関係

事務の区分	名称	金額
一 三 (略)	(略)	(略)
四 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十條の二第二項の規定に基づく収支報告書等(同法第十二條第一項もしくは第十七條第一項の規定による報告書または同法第十九條の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。)の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付 用紙一枚につき 十円
五 政治資金規正法第十九條の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付 用紙一枚につき 十円

2 (略)

種火薬類製造保安責任者免許または火薬類取扱保安責任者免許に係る試験	百四十九号)第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関
五 別表第四号の表三十九の項の製造保安責任者試験	高圧ガス保安協会
六 別表第四号の表四十の項の販売主任者試験	高圧ガス保安協会
七 別表第四号の表七十六の項の液化石油ガス設備士試験	高圧ガス保安協会
八 二十 (略)	(略)

別表(第二条、第三条関係)

一 総務部関係

事務の区分	名称	金額
一 三 (略)	(略)	(略)

別表第二号の表を次のように改める。
二 防災安全部関係

事務の区分	名称	金額
一 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく移送	移送取扱所設置許可申請手	次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

<p>取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>数料</p>	<p>1 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点または終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを。以下この項、二の項、三の項、四の項および十一の項において同じ。）が十五キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを除く。）</p> <p>2 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 八万七千円</p> <p>3 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルまたは十五キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた額</p>
<p>二 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく移送取扱所の位置、構造または設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>移送取扱所位置等変更許可申請手数料</p>	<p>一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額</p>
<p>三 消防法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>移送取扱所設置完成検査手数料</p>	<p>一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額</p>
<p>四 消防法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱所の位置、構造または設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>移送取扱所位置等変更完成検査手数料</p>	<p>一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の四分の一に相当する額</p>
<p>五 消防法第十一条第五項ただし書の規定に基づく移送取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>移送取扱所仮使用承認申請手数料</p>	<p>五千四百円</p>
<p>六 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付</p>	<p>危険物取扱者免状交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>
<p>七 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え</p>	<p>危険物取扱者免状書換え手数料</p>	<p>1 2以外のもの 七百円</p> <p>2 危険物の規制に関する政令第三十三条第五号に掲げる事項に係る書換え 千六百円</p>
<p>八 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付</p>	<p>危険物取扱者免状再交付手数料</p>	<p>千九百円</p>
<p>九 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施</p>	<p>危険物取扱者試験手数料</p>	<p>1 甲種危険物取扱者試験 六千六百円</p> <p>2 乙種危険物取扱者試験 四千六百円</p> <p>3 丙種危険物取扱者試験 三千七百円</p>
<p>十 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物</p>	<p>危険物取扱者保安講習手数料</p>	<p>四千七百円</p>

<p>の取扱作業の保安に関する講習 十一 消防法第十四条の三第一項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>料 移送取扱所保安検査手数料</p>	<p>次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 七万円 2 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 七万円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルまたは十五キロメートルに満たない端数を増すごとに一万七千円を加えた額</p>
<p>十二 消防法第十七条の七第一項の規定に基づく消防設備士免状の交付</p>	<p>消防設備士免状交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>
<p>十三 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第三十六条の五の規定に基づく消防設備士免状の書換え</p>	<p>消防設備士免状書換え手数料</p>	<p>1 2以外のもの 七百円 2 消防法施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換え 千六百元</p>
<p>十四 消防法施行令第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付</p>	<p>消防設備士免状再交付手数料</p>	<p>千九百円</p>
<p>十五 消防法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施</p>	<p>消防設備士試験手数料</p>	<p>1 甲種消防設備士試験 五千七百元 2 乙種消防設備士試験 三千八百円</p>
<p>十六 消防法第十七条の十の規定に基づく工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習</p>	<p>消防設備士講習手数料</p>	<p>七千円</p>
<p>十七 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第三条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類製造許可申請手数料</p>	<p>二十二万円</p>
<p>十八 火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類販売営業許可申請手数料</p>	<p>1 競技用紙雷管のみについての販売営業の許可 二万五千元 2 1以外の販売営業の許可 十一万円</p>
<p>十九 火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置または移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬庫設置等許可申請手数料</p>	<p>七万三千元</p>
<p>二十 火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬庫構造等変更許可申請手数料</p>	<p>八千三百円</p>
<p>二十一 火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第十五条第一項または第二項に規定する火薬類の製造施設の完成検査</p>	<p>製造施設完成検査手数料</p>	<p>四万千円</p>

<p>二十二 火薬類取締法第十五条第一項または第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査</p> <p>二十三 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査</p> <p>二十四 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬庫完成検査手数料</p> <p>火薬類譲渡許可申請手数料</p> <p>火薬類譲受許可申請手数料</p>	<p>1 設置または移転の工事に係るもの 四万千円</p> <p>2 構造または設備の変更の工事に係るもの 二万三千円</p>
<p>二十五 火薬類取締法第二十四条第一項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査</p> <p>二十六 火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</p> <p>二十七 火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状の交付</p> <p>二十八 火薬類取締法第三十一条第七項において準用する同法第十七条第八項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状の再交付</p> <p>二十九 火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第三十五条第一項の規定する特定施設に係る保安検査または同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査</p> <p>三十 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類輸入許可申請手数料</p> <p>火薬類保安責任者試験手数料</p> <p>火薬類保安責任者免状交付手数料</p> <p>火薬類保安責任者免状再交付手数料</p> <p>保安検査手数料</p> <p>高圧ガス製造許可申請手数料</p>	<p>1 申請に係る火薬および爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合 一万二千元</p> <p>2 その他の場合 二万五千元</p> <p>1 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 二千四百円</p> <p>2 1以外の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下の場合 三千五百円 六千九百円</p> <p>(二) その他の場合</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する者(2に掲げる者を除く。)</p> <p>(一) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(イ) 処理容積(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、三十一の項および四十二の項において同じ。)が千立方メートル以上の設備 五十六万円</p> <p>(ロ) 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 三十四万円</p> <p>(三) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備</p>

<p>三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガス製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事または製造をする高圧ガスの種類もしくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料</p>	
<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（2に掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部または一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して千万立方メートル以上増加する場合 三十七万円</p> <p>(二) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合 二十二万円</p> <p>(三) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合 十五万円</p> <p>(四) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合 九万三千元</p> <p>(五) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合 六万九千元</p> <p>(六) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合 六万千元</p> <p>(七) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合 五万七千元</p> <p>(八) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 三万九千元</p> <p>(九) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合 二万六千元</p> <p>(十) その他の場合 一万六千元</p> <p>2 同号に該当する同条第一項の許可を受けたものであつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>3 同条第一項第二号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 冷凍能力が三千トン以上の設備 十一万円</p> <p>(二) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 八万七千元</p> <p>(三) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 六万八千元</p> <p>(四) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 五万四千元</p> <p>(五) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 三万六千元</p>	

- (一) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上増加する場合 六万五千円
- (二) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 五万三千円
- (三) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上五百立方メートル未満増加する場合 四万四千元
- (四) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合 三万千元
- (五) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十立方メートル以上五十立方メートル未満増加する場合 一万八千元
- (六) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合 一万四千元
- (七) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合 一万二千元
- (八) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合 九千二百円
- (九) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 八千二百円
- (十) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合 五千百円
- (十一) その他の場合 三千二百円
- 3 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (一) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部または一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して三千トン以上増加する場合 六万九千元
- (二) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合 六万二千元
- (三) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合 五万五千元
- (四) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合 三万八千元
- (五) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場合 三万円

<p>三十二 高压ガス保安法第十六条第一項の規定に基づく高压ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>三十三 高压ガス保安法第十九条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造または設備の変更の工事の許可の申請に対する審査</p> <p>三十四 高压ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づく完成検査（高压ガス保安協会または同条第一項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。）</p>	<p>第一種貯蔵所設置許可申請手数料</p> <p>第一種貯蔵所位置等変更許可申請手数料</p> <p>高压ガス製造施設等完成検査申請手数料</p>	<p>(六) その他の場合</p> <p>1 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 一万四千元</p> <p>2 その他の場合 一万千円</p>
<p>三十五 高压ガス保安法第二十二条第一項の規定に基づく輸入をした高压ガスおよびその容器の検査</p> <p>三十六 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付</p> <p>三十七 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付</p> <p>三十八 高压ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付</p> <p>三十九 高压ガス保安法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の再交付</p> <p>四十 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施</p>	<p>高压ガス輸入検査手数料</p> <p>高压ガス製造保安責任者免状交付手数料</p> <p>高压ガス製造保安責任者免状再交付手数料</p> <p>高压ガス販売主任者免状交付手数料</p> <p>高压ガス販売主任者免状再交付手数料</p> <p>高压ガス製造保安責任者試験手数料</p>	<p>1 容積千立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量十トン以上）の高压ガスに係る検査 二万七千円</p> <p>2 容積三百立方メートル以上千立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量三トン以上十トン未満）の高压ガスに係る検査 二万千円</p> <p>3 容積三百立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量三トン未満）の高压ガスに係る検査 一万三千円</p>
		<p>1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万六千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、一万千円）</p> <p>2 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九千八百円）</p>

<p>四十一 高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p>	<p>高圧ガス販売主任者試験手数料</p>	<p>四十二 高圧ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査（高圧ガス保安協会または同項第一号に規定する指定保安検査機関が行うものを除く。）</p>
<p>3 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万六千六百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、一万千円） 4 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万六千六百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、一万千円） 5 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九千八百円）</p>	<p>保安検査手数料</p>	<p>保安検査手数料</p>
<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（2に掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （一） 処理容積が千立方メートル以上の設備 六十一万円 （二） 処理容積が百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 三十七万円 （三） 処理容積が五十立方メートル以上百立方メートル未満の設備 二十五万円 （四） 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備 十五万円 （五） 処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備 十二万円 （六） 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 九万五千円 （七） 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 七万五千円 （八） 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 六万円 （九） 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 三万三千円 2 同号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを用いて高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （一） 処理容積が千立方メートル以上の設備 九万五千円 （二） 処理容積が五百立方メートル以上千立方メートル未満の設備</p>	<p>高圧ガス販売主任者試験手数料</p>	<p>保安検査手数料</p>

<p>四十三 高压ガス保安法施行令第十八条第二项第三号の規定に基づく高压ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査(高压ガス保安協会または同項に規定する指定容器検査機関(以下この項、四十四の項および四十六の項において「指定容器検査機関」という。)が行うものを除く。)または同令第十八条第二项第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査(高压ガス保安協会、指定容器検査機関または容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。)</p>	
<p>高压ガス容器検査または高压ガス容器再検査の手数料</p>	
<p>1 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 内容積千リットル以上の容器 一個につき 一万六千円に千リットルまたは千リットルに満たない端数を増すごとに千六百円を加えた額</p> <p>(二) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 一万六千円</p> <p>(三) 内容積五百リットル未満の容器 一個につき 六千六百円</p> <p>2 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器または圧縮水素自動車燃料装置用容器(1に規定する容器を除く。)に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>3 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 冷凍能力が三千トン以上の設備 十二万円</p> <p>(二) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 九万五千円</p> <p>(三) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 七万六千円</p> <p>(四) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 六万円</p> <p>(五) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 四万二千元</p> <p>(六) 処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備 八万円</p> <p>(七) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 六万四千元</p> <p>(八) 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 四万七千元</p> <p>(九) 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 三万円</p> <p>(十) 処理容積が二万五千立方メートル以上五万立方メートル未満の設備 二万二千円</p> <p>(十一) 処理容積が五万立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 二万円</p> <p>(十二) 処理容積が千立方メートル以上五万立方メートル未満の設備 一万五千元</p> <p>(十三) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一万二千元</p> <p>(十四) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 七千七百円</p>

<p>四十四 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第六号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十九条の二第一項に規定する附属品検査(高圧ガス保安協会または指定容器検査機関が行うものを除く。)また</p>	
<p>高圧ガス附属品検査または高圧ガス附属品再検査の手数料</p>	
<p>1 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器または圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査または附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき 三十一円</p>	<p>(一) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき 三百二十円に十リットルまたは十リットルに満たない端数を増すごとに五十七円を加えた額</p> <p>(二) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき 三百二十円</p> <p>(三) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 二百六十円</p> <p>(四) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 百六十円</p> <p>(五) 内容積一リットル未満の容器 一個につき 百五十円</p> <p>3 高強度鋼容器(1または2に規定する容器を除く。)に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 内容積三十リットル以上の容器 一個につき 二百十円に十リットルまたは十リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた額</p> <p>(二) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 二百十円</p> <p>(三) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 百六十円</p> <p>(四) 内容積一リットル未満の容器 一個につき 百四十円</p> <p>4 その他の容器に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 内容積千リットル以上の容器 一個につき 七千円に千リットルまたは千リットルに満たない端数を増すごとに三百八十円を加えた額</p> <p>(二) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 七千円</p> <p>(三) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器 一個につき 八百円</p> <p>(四) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき 二百十円</p> <p>(五) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 百七十円</p> <p>(六) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 百十円</p> <p>(七) 内容積一リットル未満の容器 一個につき 八十円</p>

<p>たは同令第十八条第二項第七号の規定に基づく同法第四十九条の四第一項に規定する附属品再検査（高圧ガス保安協会、指定容器検査機関または容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。）</p>		<p>2 (二) 内容積百五十リットル未満の容器 一個につき 二十四円 その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査または附属品再検査に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 内容積千リットル以上の容器 一個につき 千円 (二) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 五百四十円 (三) 内容積五百リットル未満の容器 一個につき 二十円</p>
<p>四十五 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第八号の規定に基づく高圧ガス保安法第五十条第三項に規定する容器検査所の登録または登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス容器検査所登録申請または高圧ガス容器検査所登録更新申請の手数料</p>	<p>容器一個につき 千四百円</p>
<p>四十六 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第五十四条第二項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類または圧力の変更に係る刻印等（高圧ガス保安協会または指定容器検査機関が行うものを除く。）</p>	<p>高圧ガスの種類または圧力の変更の刻印等手数料</p>	<p>容器一個につき 千四百円</p>
<p>四十七 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）第十七条第一項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等製造事業許可申請手数料</p>	<p>八万五千円</p>
<p>四十八 武器等製造法第十九条第一項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等販売事業許可申請手数料</p>	<p>七万三千円</p>
<p>四十九 武器等製造法第二十条において準用する同法第八条第一項の規定に基づく猟銃等の製造の種類の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等製造種類変更許可申請手数料</p>	<p>三万六千円</p>
<p>五十 武器等製造法第二十条において準用する同法第八条第一項の規定に基づく猟銃等の販売の種類の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等販売種類変更許可申請手数料</p>	<p>二万五千円</p>
<p>五十一 武器等製造法第二十条において準用する同法第十二条第一項の規定に基づく猟銃等の製造工場の移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等製造工場移転許可申請手数料</p>	<p>七万八千円</p>
<p>五十二 武器等製造法第二十条において準用する同法第十二条第一項の規定に基づく猟銃等の販売事業場の移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等販売事業場移転許可申請手数料</p>	<p>六万千円</p>
<p>五十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査</p>	<p>液化石油ガス販売事業登録申請手数料</p>	<p>三万千円</p>

<p>五十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条の二第三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付</p> <p>五十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条の二第三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務</p>	<p>液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料</p> <p>液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料</p>	<p>一通につき 六百三十円</p> <p>一回につき 四百六十円</p>
<p>五十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査</p>	<p>保安機関認定申請手数料</p>	<p>三万四千元と六千九百円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>五十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二条第一項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>保安機関認定更新申請手数料</p>	<p>一万四千元と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>五十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p>	<p>一般消費者等の数の増加認可申請手数料</p>	<p>二万円と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>五十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置および管理の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>液化石油ガス販売事業者認定申請手数料</p>	<p>1 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸未満の場合 五万五千元</p> <p>2 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 八万円</p> <p>3 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合 九万八千元</p>
<p>六十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく貯蔵施設または特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>貯蔵施設等設置許可申請手数料</p>	<p>二万千円に貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造もしくは設備の変更または特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>貯蔵施設等変更許可申請手数料</p>	<p>一万五千元に変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の規定に基づく同法第三十六条第一項の許可に係る貯蔵施設または特定供給設備の完成検査（高圧ガス保安協</p>	<p>貯蔵施設または特定供給設備の完成検査手数料</p>	<p>三万千円に貯蔵施設または特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づき完成検査を受け、または自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であ</p>

<p>六十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付</p>	<p>液化石油ガス設備士免状交付手数料</p>	<p>三千三百円</p>
<p>六十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の六第一項の規定に基づく充てん設備の保安検査(高圧ガス保安協会および同項に規定する指定保安検査機関が行うものを除く。)</p>	<p>充てん設備保安検査手数料</p>	<p>二万七千円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第四項において準用する同法第三十七条の三第一項の規定に基づく同法第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七条の二第一項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>充てん設備設置変更完成検査手数料</p>	<p>二万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第四項において準用する同法第三十七条の三第一項の規定に基づく同法第三十七条の四第一項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>充てん設備設置完成検査手数料</p>	<p>三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七条の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備または装置の変更の許可に対する審査</p>	<p>充てん設備変更許可申請手数料</p>	<p>一万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第一項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</p>	<p>充てん設備許可申請手数料</p>	<p>二万八千円に充てん設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の規定に基づく同法第三十七条の二第一項の許可に係る貯蔵施設または特定供給設備の完成検査(高圧ガス保安協会および同項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。六十七の項において同じ。)</p>	<p>貯蔵施設または特定供給設備の変更完成検査手数料</p>	<p>二万四千円に変更に係る貯蔵施設または特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>会および同項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。六十六の項において同じ。)</p>		<p>るものを除く。)の数を乗じた額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>

<p>七十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項および第五項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付</p> <p>七十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項および第五項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の書換え</p>	<p>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</p> <p>液化石油ガス設備士免状書換え手数料</p>	<p>一千三百円</p> <p>千二百円</p>
<p>七十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施</p>	<p>液化石油ガス設備士試験手数料</p>	<p>二万三千二百円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、二万二千七百円)</p>
<p>備考 十七の項から二十の項まで、二十三の項から二十五の項まで、三十の項から三十三の項までおよび四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者が国である場合にあっては、「許可」を「承認」と読み替えるものとする。</p>		
<p>四 エネルギー環境部関係</p>		
<p>事務の区分</p>	<p>名称</p>	<p>金額</p>
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可 十三万円 2 その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可 十一万円</p>
<p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の二の二第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の検査</p>	<p>一般廃棄物処理施設定期検査手数料</p>	<p>三万三千元</p>
<p>三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可 十二万円 2 その他の一般廃棄物処理施設の許可に係る事項の変更の許可 十万円</p>
<p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>
<p>五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料</p>	<p>二万円</p>
<p>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料</p>	<p>六万八千元</p>
<p>七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置者合併または分割認可申請手</p>	<p>六万八千元</p>

<p>者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査</p>	<p>数料</p>	
<p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>二以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料</p>	<p>十四万七千円</p>
<p>九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>二以上の事業者による産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料</p>	<p>十三万四千円</p>
<p>十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</p>	<p>八万千円</p>
<p>十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</p>	<p>七万三千円</p>
<p>十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処分業許可申請手数料</p>	<p>十万円</p>
<p>十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処分業許可更新申請手数料</p>	<p>九万四千円</p>
<p>十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料</p>	<p>七万千円</p>
<p>十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処分業変更許可申請手数料</p>	<p>九万二千円</p>
<p>十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</p>	<p>八万千円</p>
<p>十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</p>	<p>七万四千円</p>
<p>十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料</p>	<p>十万円</p>

<p>十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物処分業 許可更新申請手数料</p>	<p>九万五千元</p>
<p>二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料</p>	<p>七万二千元</p>
<p>二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物処分業 変更許可申請手数料</p>	<p>九万五千元</p>
<p>二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可 14万円 2 その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可 12万円</p>
<p>二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の検査</p>	<p>産業廃棄物処理施設定期検査手数料</p>	<p>三万三千元</p>
<p>二十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 13万円 2 その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 11万円</p>
<p>二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>
<p>二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料</p>	<p>二万円</p>
<p>二十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料</p>	<p>六万八千元</p>
<p>二十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理施設設置者合併または分割認可申請手数料</p>	<p>六万八千元</p>
<p>二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十</p>	<p>廃棄物再生事業者登録申請</p>	<p>四万円</p>

<p>条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査</p> <p>三十 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二十七條第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>手数料</p> <p>第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料</p>	<p>1 新規の場合 五千円 2 更新の場合 四千円</p>
<p>三十一 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査</p>	<p>指定調査機関指定申請手数料</p>	<p>三万九百円</p>
<p>三十二 土壤汚染対策法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業許可申請手数料</p>	<p>二十四万円</p>
<p>三十三 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二十二万四千元</p>
<p>三十四 土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業変更許可申請手数料</p>	<p>二十二万二千元</p>
<p>三十五 土壤汚染対策法第二十七條の二第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡および譲受の承認の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業譲渡および譲受承認申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>三十六 土壤汚染対策法第二十七條の三第一項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併または分割の承認の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業者合併または分割承認申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>三十七 土壤汚染対策法第二十七條の四第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の承認の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業相続承認申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>三十八 土壤汚染対策法第三十二條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査</p>	<p>指定調査機関指定更新申請手数料</p>	<p>二万四千八百円</p>
<p>三十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第四十二條第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>引取業者登録申請手数料</p>	<p>四千元</p>
<p>四十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二條第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>引取業者登録更新申請手数料</p>	<p>三千五百円</p>
<p>四十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三條第一項の規定に基づくフロン類回収業者</p>	<p>フロン類回収業者登録申請手数料</p>	<p>五千円</p>

<p>の登録の申請に対する審査</p> <p>四十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>四十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査</p>	<p>フロン類回収業者登録更新申請手数料</p>	<p>四千元</p>
<p>四十四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>解体業許可更新申請手数料</p>	<p>七万八千円</p>
<p>四十五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査</p>	<p>破砕業許可申請手数料</p>	<p>八万四千元</p>
<p>四十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>破砕業許可更新申請手数料</p>	<p>七万七千元</p>
<p>四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>破砕業変更許可申請手数料</p>	<p>六万七千元</p>
<p>四十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査</p>	<p>狩猟免許申請手数料</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許 三千九百元 2 その他の者の狩猟免許 五千二百円</p>
<p>四十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付</p>	<p>狩猟免許再交付手数料</p>	<p>千円</p>
<p>五十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査</p>	<p>狩猟免許更新申請手数料</p>	<p>二千九百元</p>
<p>五十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録</p>	<p>狩猟者登録申請手数料</p>	<p>千八百円</p>
<p>五十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付</p>	<p>狩猟者登録証再交付手数料</p>	<p>千円</p>
<p>五十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付</p>	<p>狩猟者記章再交付手数料</p>	<p>千円</p>

別表第八号の表に次のように加える。

百一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査	不動産鑑定業者登録申請手数料	一万五千六百元
百二 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく不動産鑑定業者の更新の登録の申請に対する審査	不動産鑑定業者更新登録申請手数料	一万二千四百円

（福井県国民保護協議会条例の一部改正）

5 福井県国民保護協議会条例（平成十六年福井県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（庶務） 第七條 協議会の庶務は、防災安全部において行う。	（庶務） 第七條 協議会の庶務は、安全環境部において行う。

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年五月十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第二十九号

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例

福井県議会委員会条例（昭和四十八年福井県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数および所管） 第二條 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 一 総務教育委員会 十人 総務部、未来創造部、会計局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会 および監査委員の所管に属する事項ならびに他委員会の所属に属しない事項 二 厚生委員会 九人 防災安全部、エネルギー環境部および健康福祉部の所管に属する事項 三・四 （略）	（常任委員会の名称、委員定数および所管） 第二條 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 一 総務教育委員会 十人 総務部、地域戦略部、会計局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会 および監査委員の所管に属する事項ならびに他委員会の所属に属しない事項 二 厚生委員会 九人 安全環境部および健康福祉部の所管に属する事項 三・四 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年五月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の福井県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長である者は、この条

例の施行の日に、それぞれ改正後の福井県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長に選任され、または互選されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、それぞれ新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

令和五年五月十五日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県